

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年8月3日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600131 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600100 号

第1 結論

請求者の A 社 B 事務所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 44 年 1 月 1 日から昭和 43 年 12 月 31 日に訂正し、同年 12 月の標準報酬月額を 6 万円とすることが必要である。

昭和 43 年 12 月 31 日から昭和 44 年 1 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 43 年 12 月 31 日から昭和 44 年 1 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 43 年 12 月 31 日から昭和 44 年 1 月 1 日まで

私は、A 社で重機のオペレーターとして継続して勤務していたが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A 社から提出された回答文書、請求者の同社に係る雇用保険被保険者記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間において、同社に継続して勤務し（A 社 C 支店から同社 B 事務所へ異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A 社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、請求者の同社 C 支店に係る資格喪失年月日が昭和 43 年 12 月 31 日と記載されており、同社及び複数の同僚は、請求期間当時、1 日付けの人事異動は一般的ではなかった旨回答していることから、請求者の同社 C 支店から同社 B 事務所への異動日は、同年 12 月 31 日とすることが妥当である。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、昭和 44 年 1 月の厚生年金保険の記録から、6 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は、当時の関係資料はないとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事

情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。